

○消防団員等公務災害補償等共済基金役員退職手当支給規程

(昭和40年12月20日)

最終改正 平成23年4月1日

(総則)

第1条 消防団員等公務災害補償等共済基金の常勤の役員が退職した場合には、この規程の定めるところにより、退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の20の割合を乗じて得た金額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の20の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、総務大臣の承認を得て、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

第3条～第5条 (略)

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。ただし、役員が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)第23条の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

第7条～第9条 (略)

附 則 (略)